

スマートメーター仕様に関する意見書

平成 24 年 4 月 13 日

原子力損害賠償支援機構 御中
東京電力株式会社 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいはつとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

このたび、原子力損害賠償支援機構及び東京電力株式会社において意見招請をされたスマートメーターに関する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

1. はじめに

スマートメーターは、遠隔検針/遠隔開閉による業務効率化や季時別料金の導入によるピークシフト対策等に資する機能のみならず、デマンドレスポンスや次世代のエネルギーマネジメントシステムも資するツールである。また、従来の電気事業では把握し得なかった需要家サイドの電力消費動向を把握できるツールでもあり、その情報取得と利活用に伴う多種多様な新電力サービス創出に寄与するものであると考えられる。

但し、スマートメーターはあくまでサービスに対するツールである事から、公的な事業を営む電力会社として目指すべきサービスの在り方を明示し、その実現のためにスマートメーターを含むシステム全体にどの程度の投資を行い、それに見合う社会的効用について広く国民に示す責務がある。特に東京電力株式会社(以下「貴社」)においては、2011年3月11日東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、その賠償のため政府(原子力賠償支援機構)による支援のもとで新たな設備投資を行う事になるため、本投資に対する明確な社会的効用を説明する義務があると考えられる。また、東日本大震災を起因とする電力需給逼迫に伴い3月14日から変電所単位の計画停電を余儀なくされた貴社だからこそスマートメーターとMDMSからなるシステム全体が実現する効用とその整備費用については国民的議論を経ながら実施すべきである。

2. スマートメーターの整備費用と国民負担、普及措置の在り方

エネルギー環境会議「当面のエネルギー需給安定策(平成23年7月29日公表)」において示された、スマートメーターを今後5年以内に総需要の8割導入するという政府方針の実行に際し社会的コストを最小限に抑えて実現すべきであり、そのため貴社一社の自助努力のみならず政府の支援措置や市場競争導入による普及措置など、制度的枠組の変更を含めたあらゆる手段を検討して実施すべきであり、貴社も電気事業を営む事業者としてあらゆる措置を提言・実行すべき。

＜当面の需給安定策 抜粋＞

⑤スマートメーター6の導入促進及びそれを活用した需要家に対するピークカットを促す料金メニューの普及
 ～スマートメーターの5年間集中整備プランと小口におけるピークカット契約などの展開
 家庭などの小口需要家については、スマートメーターの普及により時間帯別の電力消費が把握できる体制を整備し、ピークカット料金などの導入を加速する。また、2020年代に原則全戸導入としていた目標を思い切って前倒し、今後5年以内に総需要の8割をスマートメーター化する。

これによりスマートグリッドの早期実現を目指す。また、電力小売事業の解禁も含めた対応も検討する。

- ✓ 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の費用の妥当性について説明すべき
- ✓ 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の総

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

括原価に占める内訳と顧客あたりの電気料金負担額について説明すべき

- ✓ 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備に伴い、(将来設定されるであろう)低圧託送料への影響について説明すべき
- ✓ スマートメーターを需要家資産に切り替えた場合、「スマートメーターを今後 5 年以内に総需要の 5 割導入する」という政府方針に資するか貴社見解を明示すべき

3. スマートメーター計量部分の仕様についての個別意見

前述の意見と共に、スマートメーター計量部分の仕様について意見概要書・兼回答書に記載し意見提出する。

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.1 スマートメーターで実現したいサービスについて
1. 仕様書の表記内容 なし	
2. 修正、変更要望を反映した内容 1.総則 本スマートメーターで実現したいサービスについて具体的に説明すべき	
3. 修正、変更要望の理由 本スマートメータの発注が、政府意向を踏まえてどのような社会的効用があるのか説明すべき	
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: 

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.2 スマートメーターとMDMS 間のシステム全体の設計の在り方について
1. 仕様書の表記内容 なし	
2. 修正、変更要望を反映した内容 1.総則 本スマートメーターとMDMS 間のシステム全体の設計の在り方について具体的に説明すべき	
3. 修正、変更要望の理由 本スマートメータとそれに付随して整備する MDMS 間の通信システム全体で実現されるサービスが、政府意向を踏まえてどのような社会的効用があるのか説明すべき	
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.3 意見募集を2回に分けた事について
1. 仕様書の表記内容 なし	
2. 修正、変更要望を反映した内容	意見募集を計量部分と、通信部分に分けた事に対してどのような意図があるのか説明すべき
3. 修正、変更要望の理由	通信機能も含めてスマートメーターで実現される電力サービスを規定されるので、仕様の意見募集をわけた意図がわからないため。また、二つの仕様を見ても情報不足であり貴社と取引のない新規メーカーにはスマートメーターを製造する事が困難だと考えられる
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.4 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の費用の妥当性について
1. 仕様書の表記内容	なし
2. 修正、変更要望を反映した内容	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の費用の妥当性について国民に説明すべき
3. 修正、変更要望の理由	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の費用を明らかにし、効用と費用の関係を国民に明らかにすべき
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.5 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の電気料金負担額について
1. 仕様書の表記内容	なし
2. 修正、変更要望を反映した内容	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の総括原価に占める内訳と顧客あたりの電気料金負担額について国民に説明すべき
3. 修正、変更要望の理由	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の電気料金負担額について国民に説明すべき
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.6 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の低圧託送料への影響
1. 仕様書の表記内容	なし
2. 修正、変更要望を反映した内容	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備に伴い、(将来設定されるであろう)低圧託送料への影響について国民に説明すべき
3. 修正、変更要望の理由	本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用の低圧託送料への影響について開示し、本施策が低圧部分の小売自由化実現時に競争上どのような影響を与えるのか国民に説明すべき
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.7 スマートメーターの需要家資産への切り替えについて
1. 仕様書の表記内容 なし	
2. 修正、変更要望を反映した内容	スマートメーターを需要家資産に切り替えた場合、競争が働き低廉なスマートメーターが普及する事で「スマートメーターを今後 5 年以内に総需要の8割導入する」という政府方針に資するか 貴社見解を説明すべき
3. 修正、変更要望の理由	政府方針を実現するためには、制度的枠組みを変更する事も踏まえた議論が必要であるため。現在まで一般電気事業者としての事業を営んできた貴社から制度的上の対応についても意見表明すべき
4. 見込まれる効果	
5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: 

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

意見概要書・兼回答書

意見	No.8 本意見と回答の公表について
<p>1. 仕様書の表記内容 「スマートメーター仕様説明会資料:5.情報の取り扱いについて」及び「誓約書」</p>	
<p>2. 修正、変更要望を反映した内容 本意見書及び貴社からの回答について広く国民に公表するつもりであるが、貴社見解如何。 なお、当社としては本意見書の全ての内容が貴社の特許や知的財産を侵害するものでないと考えますがもし貴社事業上不都合な部分があれば、当該箇所のみ伏せたいと考えておりますので当該箇所を個別にご指摘いただきたい。 ※弊社意見内容の公表について、貴社にて不都合が有る場合は 4/19(木)までに、その具体的な箇所とともに回答いただきたい。</p>	
<p>3. 修正、変更要望の理由 本スマートメーター整備とそれに伴う MDMS までの通信システム全体の整備費用とそれに伴う社会的効用、及びその実施・決定プロセスについては広く国民に知られ議論されるべき内容のため</p>	
<p>4. 見込まれる効果</p>	
<p>5. 仕様反映の有無(意見に対する回答)</p>	

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: 

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.9 通信機能の詳細開示について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.10 計器 BOX について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.11 不揮発メモリの書き込み要求について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: [REDACTED]

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.12 露出充電部について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.13 通信ユニットの電源について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.14 通信ユニットへのモジュールの格納について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.15 通信ユニットへのモジュールの格納について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.16 通信ユニットへのモジュールの格納について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.17 通信ユニットへのモジュールの格納について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.18 通信範囲の拡大について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.19 データ記憶要件の算出根拠について開示要求について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.20 ID の共通化について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.21 イベント記録要件の算出根拠の開示要求について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.22 試験条件の通信ユニットへの影響考慮について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.23 試験条件の通信ユニットへの影響考慮について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.24 試験条件の見直しについて

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.25 二次元コード情報の詳細開示要求について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.26 仕様など変更申請手順の変更について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.27 データフォーマットについて

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.28 計器の種別について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.29 通信ユニットの装着について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.30 電波ノイズの影響範囲について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.31 通信ユニットへのモジュールの格納について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.32 通信機能について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: XXXXXXXXXX

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。

会社名 ソフトバンク株式会社

意見概要書・兼回答書

意見	No.33 通信ユニットの装着について

意見提案1件につき1枚以内で作成して下さい。

担当者名 加藤 幹也

mailto: [REDACTED]

※東京電力株式会社の守秘義務規定により、当社判断にて一部の意見を伏せて発表しております。